

あおばふれあい助成金説明会で参加者からの質問事項

Q：新規立ち上げ申込と新規申込の違いは何ですか？（てびき P.4 参照）

A：新規立ち上げは助成区分一覧に【新規】と書かれている区分になります。

要援護者支援区分の4つの区分、障害児者支援区分障害児者支援・障害当事者活動区分が対象です。活動実績が現在なくても年度内に3か月の実績が作れる計画がされていれば申込ができます。障害児者支援区分の視覚・聴覚障害者支援は事業を実施していれば新規申込できます。

福祉のまちづくり区分、健康増進区分は実績がなくても新規申込ができます。

新規申込は様式1をご利用ください。新規立ち上げ区分は様式3をご利用ください。

新規立ち上げ区分も新規申込も必ず事前にご相談ください。

Q：郵送やメールでの申請はできないのですか？

A：てびき P.1 に間違いがあり郵送での受付もできるように書かれていましたが対面での申請になります。その場で内容を確認させていただきます。どうしても申込期間内来所できない場合は個別にご相談ください。（現在、HPに掲載されているてびきは訂正してあります。申し訳ございません。）

Q：令和7年度から変更を検討している事項はいつ決定されますか？

A：まだ詳細が分かっておりません。決まり次第本会ホームページに掲載いたします。

Q：インク代は物品購入費ではないのですか？（てびき P.12）

A：てびきの大本は横浜市社会福祉協議会が作成しており、それを青葉区版に修正しております。印刷費にインク代が入っているのは18区でそのような質問が多かったので掲載されています。収支予算書や収支報告を作成する際にはP.12の科目の説明と対象経費・対象外経費を参考に作成してください。

A：高額な物品を購入する際に積立金をしても良いのですか？（てびき P.12）

Q：事業実施に不可欠なものを購入する場合に認めます。ただし、5年を限度とし購入するものを明記してください。繰越金が余ったからといって安易に積立金に回すことはできません。